

第2章

第3節 地方公共団体の取組

I 都道府県・政令指定都市における取組

「憲章」では、仕事と生活の調和の実現のために各関係者が果たす役割について示しており、地方公共団体については「仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る」とされています。

内閣府では、都道府県と政令指定都市を対象に、2017年度における取組について調査を行いました。ここでは、その調査結果の概要をご報告します。

詳細は… <http://www.cao.go.jp/wlb/local/h29suishin-list.html>

1. 2017年度地方公共団体におけるワーク・ライフ・バランス推進施策に関する調査結果概要

(1) 関係機関との連携・推進組織の設置状況

連携・推進組織を設置している都道府県は27か所(57%)、政令指定都市は14か所(70%)です。都道府県、政令指定都市とも、庁内の関係部署より、企業等使用者代表や労働者代表など、庁外の関係機関との連携・推進組織を設置している方が多くなっています。

(2) 政労使による宣言・合意の実施状況

政労使による宣言・合意を有する都道府県は36か所(77%)、政令指定都市は5か所(25%)です。

(3) 表彰及び登録・認定・認証の実施状況

仕事と生活の調和に関する表彰を実施している都道府県は29か所(62%)、政令指定都市は15か所(75%)です。登録・認定・認証制度を実施している都道府県は47か所(100%)、政令指定都市は13か所(65%)です。

評価対象となる取組には、子育て・次世代育成支援、女性活用、男性の家事・育児、ワーク・ライフ・バランス等の推進を目指した取組などがあります。

(4) 推進企業・団体に対する経済的支援の実施状況

推進企業・団体に対する経済的支援を行っている都道府県は45か所(96%)、政令指定都市は18

か所(90%)です。そのうち、奨励金・助成金制度を行っている都道府県は22か所、政令指定都市は6か所で、内容をみると、働き方を見直す企業への助成、男性の育児休業など仕事と家事・育児との両立を支援する奨励金などがあります。また、融資制度・優遇金利の設定を行っている都道府県は33か所、政令指定都市は5か所です。内容をみると、働きやすい職場づくりのための資金融資制度や子育て支援企業への中小企業融資制度資金の金利優遇などがあります。そして、公契約上の配慮を行っている都道府県は38か所、政令指定都市は15か所です。内容を見ると、ワーク・ライフ・バランスの取組を積極的に行っている企業等に対する、総合評価落札方式での加点評価や、入札参加資格審査時の加点評価などがあります。

(5) 仕事と生活の調和に関する個人向けの経済的支援の実施状況

仕事と生活の調和に関する個人向け給付や貸付など直接的な経済的支援を行っている都道府県は16か所(34%)、政令指定都市は4か所(20%)です。内容は、育児・介護休業中の生活資金を貸し付ける制度が最も多く、その他、男性の育児休業取得促進のための支援などがあります。

(6) 仕事と生活の調和に取り組む企業や団体に対する専門的アドバイス提供の実施状況

仕事と生活の調和に取り組む企業や団体に対する専門的アドバイスの提供を行っている都道府県は45か所(96%)、政令指定都市は10か所(50%)

です。内容は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業へのアドバイザー派遣が多く、その他、窓口設置による助言・相談対応、研修への講師派遣等があります。

(7) 講座・セミナー・シンポジウム・イベントの実施状況

講座・セミナー・シンポジウム・イベントを実施している都道府県は46か所(98%)、政令指定都市は18か所(90%)です。内容は、主に企業や団体を対象とするものが多く、その他、一般市民を対象とするものや、大学生等を対象とするものがあります。

(8) ホームページやパンフレット等を活用した情報提供等の実施状況

ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供等を実施している都道府県は44か所(94%)、政令指定都市は17か所(85%)です。うち、ホームページを開設している都道府県は36か所、政令指定都市は14か所です。パンフレット・ポスター等による情報提供の内容についてみると、ワーク・ライフ・バランスの推進、制度の利用を促すもの、両立支援、子育て支援に関するものなどがあります。

(9) ワーク・ライフ・バランスに関する調査の実施状況

2017年度にワーク・ライフ・バランスに関する調査を実施予定又は実施した都道府県は29か所(62%)、政令指定都市は10か所(50%)です。

(10) ワーク・ライフ・バランス事業の進捗状況の定期的確認の状況

ワーク・ライフ・バランス事業の進捗状況を定期的に確認している都道府県は26か所(55%)、政令指定都市は11か所(55%)です。

(11) ワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組の状況

上記以外にも、テレワークの普及促進や、ノ一残業デーの実施、休暇取得促進など働き方改

革を推進する取組、保育施設の設置促進など子育てを支援する取組、「父子手帳」の発行や、イクメン・イクボスのネットワークづくりなど男性の家事・育児への参画を促進する取組、内部職員向けのセミナーの実施、夏の朝型勤務、「プレミアム・フライデー」賛同事業など様々な取組が実施されています。

参考… P19 「地方公共団体の取組～みえの育児男子プロジェクト～」

2. 2017年度地方公共団体における公共調達を活用したワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点評価等の取組状況

女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を加速するため、女性活躍推進法第20条及び「取組指針」等に基づき、国では、2016年度から、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）で、えるぼし認定、くるみん・プラチナくるみん認定、ユースエール認定を取得した企業や、女性活躍推進

法に基づく一般事業主行動計画を策定した中小企業を「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」として、加点評価する取組を実施しています。（詳細はp.45）

同法において、地方公共団体では、国の施策に準じた取組が努力義務となっていることから、都道府県及び政令指定都市における国に準じた取組やワーク・ライフ・バランスに関する評価の取組状況調査を、2016年度に引き続き実施しました。

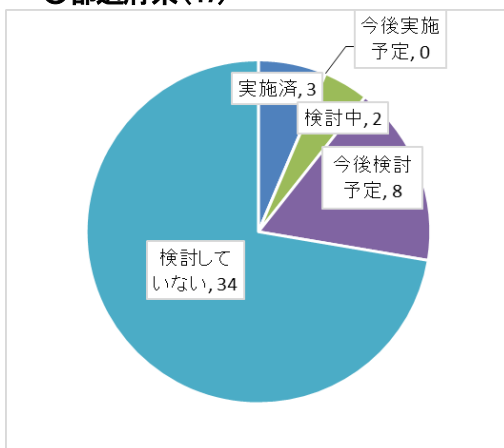
【都道府県・政令指定都市のワーク・ライフ・バランスに関する評価の取組状況】

（1） 国に準じた加点評価の取組

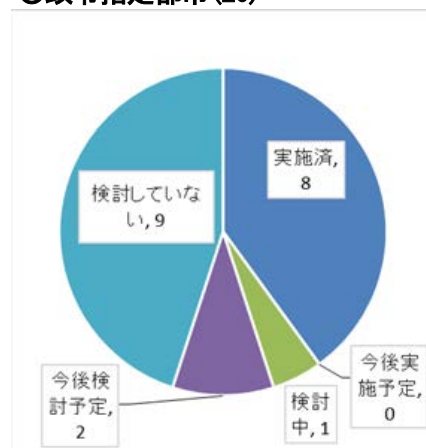
2017年度に国に準じた加点評価の取組を実施済の都道府県は3か所（秋田県、東京都、香川県）、政令指定都市は8か所（横浜市、新潟市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市）、計11か所となり、昨年度調査から6か所増加しました。一

方で、今後実施予定の都道府県、政令指定都市はともに0か所となりました。また、検討中及び今後検討予定の都道府県は10か所、政令指定都市は3か所、計13か所となり、昨年度調査から14か所減少しました。

○都道府県(47)



○政令指定都市(20)



※ 本調査において、「国に準じた取組」とは、国と同様に、総合評価落札方式及び企画競争方式において、女性活躍推進法に基づくえるぼし認定やその他の認定（少なくともえるぼし認定）を加点評価する取組を指しています。

（2） ワーク・ライフ・バランスに関する加点評価項目の設定状況

えるぼし、くるみん・プラチナくるみん、ユースエール、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（300人以下の中小企業に限る）、及

び地方公共団体独自のワーク・ライフ・バランス等認定・表彰等を加点評価する取組について、調達方式（総合評価落札方式及び企画競争方式）別、調達区分（物品役務及び公共工事）別の実施状況は以下のとおりです。

○都道府県(47)

調達区分	実施状況	調達方式									
		総合評価落札方式					企画競争方式				
		えるぼし	くるみん・ブ ラチナくる みん	ユースエー ル	女活法に基づ く一般事業主 行動計画策定 (中小企業)	独自のWLB 等の認定・ 表彰等	えるぼし	くるみん・ブ ラチナくる みん	ユースエー ル	女活法に基づ く一般事業主 行動計画策定 (中小企業)	独自のWLB 等の認定・ 表彰等
物品役務	実施済	1	2	1	1	7	1	2	1	1	7
	今後実施予定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	検討中	1	1	0	1	0	1	1	0	2	1
	今後検討予定	7	5	5	6	6	7	5	5	5	4
	検討していない	38	39	41	39	35	38	39	41	39	35
公共工事	実施済	1	1	1	1	8	0	1	0	0	2
	今後実施予定	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
	検討中	3	1	0	1	1	1	1	0	1	0
	今後検討予定	6	5	4	5	5	5	4	4	5	5
	検討していない	37	40	42	39	34	41	41	43	41	40

○政令指定都市(20)

調達区分	実施状況	調達方式									
		総合評価落札方式					企画競争方式				
		えるぼし	くるみん・ブ ラチナくる みん	ユースエー ル	女活法に基づ く一般事業主 行動計画策定 (中小企業)	独自のWLB 等の認定・ 表彰等	えるぼし	くるみん・ブ ラチナくる みん	ユースエー ル	女活法に基づ く一般事業主 行動計画策定 (中小企業)	独自のWLB 等の認定・ 表彰等
物品役務	実施済	4	5	2	3	4	5	4	2	3	5
	今後実施予定	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	検討中	2	1	1	2	0	2	2	2	2	0
	今後検討予定	2	2	2	2	1	2	2	2	2	1
	検討していない	11	12	15	13	14	11	13	14	13	14
公共工事	実施済	3	4	0	4	7	0	0	0	0	0
	今後実施予定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	検討中	2	2	1	2	1	1	1	1	1	0
	今後検討予定	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	検討していない	14	13	18	13	11	18	18	18	18	19

詳細は・・・ <http://www.cao.go.jp/wlb/local/h29suishin-list.html>

II 全国知事会における取組

1. 全国知事会の提言について

全国知事会では、少子化の克服や男女が共に活躍できる社会の実現に向けては、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要であるとの観点から、全国知事会議（2017年7月27、28日岩手県で開催）において協議を行い、次の提言を取りまとめました。

○「次世代を担う『人づくり』に向けた少子化対策と子どもの貧困対策の抜本強化」（抜粋）

【提言②】働き方改革の実現（子育て負担のシェア、キャリアへの不安の解消）

- 男性の育児参加を促進する仕組みの導入
 - ・日本版「パパ・クォータ制」の導入の検討
- 女性のキャリア形成に対する支援の拡充
 - ・早期の職場復帰をサポートする企業・団体等への支援
 - ・育児休業期間中の女性のスキルアップ（資格の取得等）をサポートする企業・団体等への支援

○「ウーマノミクスの加速で地方創生、日本再生～女性も男性も共に働き、共に育み、活躍する社会～」(抜粋)

【提言①】ワーク・ライフ・バランスを推進し、家庭と両立しながら安心して働き続けられる環境の整備

- 長時間労働の是正をはじめとした働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進、発注者・消費者サイドでのサービス水準見直しの意識改革による時間外労働の縮減など、政府主導によるポジティブキャンペーンの積極的な展開と指導監督の強化
- 企業における女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進など、働き方の見直し全般について専門的な観点から指導・助言を行う相談窓口の設置やアドバイザーの配置など地域の実情に応じた取組に対する支援

【提言④】子育てしながら再就業を希望する女性を支援する環境の整備

- 全てのハローワークへのマザーズコーナー等の設置、地方が行う女性を対象としたワンストップ就労相談窓口への支援
- スキルアップ研修をはじめ、育児等と両立しやすい短時間訓練や託児サービス付き職業訓練など、育児等による退職後の再就業を支援する研修・職業訓練の拡充
- 大学等における女性の学び直しの促進による再チャレンジの後押し。学び直し後の再就業を支援するための企業側への雇用促進の働きかけ等

【提言⑤】女性が活躍できる職場環境の整備、女性の起業の支援

- 男女共同参画の実現に向けて国民の理解の一層の向上を図るとともに、クォータ制の導入等、企業における女性の登用の社会政策としての積極的な推進
- 女性の管理職への登用促進など、中小企業における女性の活躍の支援
(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の従業員101人以上の企業への義務付け、100人以下の企業が計画策定した場合の奨励金の交付、公表項目の拡大、女性管理職育成に対する助成等)
- これまで女性の参画が少なかった分野への職域拡大のための支援

2. 先進政策バンクについて

全国知事会では、各都道府県の先進的な取組を提案・共有し合い、良いものを広げるとともに、切磋琢磨により創造性豊かな発想に繋げる情報提供の場として活用することを目的とし、インターネットを通じて事例の分類による検索を行えるよう、「先進政策バンク」を設置しています。

詳細は…<http://www.nga.gr.jp/app/seisaku/>

【先進政策バンク登録政策の紹介】

○あおもり働き方改革推進企業認証制度(青森県)

従業員の結婚や子育ての希望を実現し、少子化対策の推進を目指すため、若者の雇用安定、女性の継続就業及び活躍推進、男性の家庭参画やワーク・ライフ・バランス等「働き方改革」に取り組む企業を県が認証し支援する制度を2017年度に創設しました。「あおもり働き方改革推進企業」

(2017年11月10日32社)には、働き方改革の取組に要した経費の一部補助、県が行う入札参加資格を申請する際の加点、県特別保証融資制度や県内金融機関による低利融資の活用のほか、企業就職説明会の優先的参加等優遇措置を行っています。

また、県庁ホームページ等から、県が実施する働き方改革に係る事業を一元的に発信しているほか、「あおもり働き方改革推進企業」の検索及び取組事例の紹介等を行うなど、事業主及び求職者等利用者に分かりやすい「働き方改革」の情報発信を行っています。

詳細

は…<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/kodomo/hatarakikata-ninsyo.html>

○とちぎの女性活躍応援サイト「とちぎウーマンナビ」(栃木県)

合言葉は「ONE-UP!WOMAN」。職場・家庭・地域などあらゆる場で女性の活躍が進み、男性も女性もいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、県内の女性や企業・団体向けに様々な情報を発信しています。

県内で活躍する女性や男性からのメッセージを掲載する「ONE-UP!WOMAN インタビュー」や、それぞれのライフステージの女性のニーズにあった情報を一元的に入手できる「とちぎの女性応援情報」、オール栃木体制で女性の活躍を応援する「とちぎ女性活躍応援団」や「男女生き生き企業」認定・表彰制度の紹介など、様々なコンテン

ツを通して、女性の「なりたい自分に近づく一歩」や企業・団体の女性の活躍推進の取組を応援します。

詳細は…<http://www.tochigi-woman-navi.jp/>

○女性農業者の活躍促進(兵庫県)

女性は農林水産業の担い手として重要な役割を果たしていますが、農業の担い手、特に女性の減少傾向が大きく、女性従事者の確保が喫緊の課題となっています。そこで、兵庫県では、兵庫県農業の一層の活性化を図るため、若い世代を中心とした女性の農業分野での活躍を促進しています。2017年度は、就農を希望する女性に対する支援として、女性向け就農セミナーと相談会を実施しました。セミナーでは、先輩女性農業者による体験談等を通じて、就農への不安が軽減され、就農に向けて踏み出すきっかけとなりました。また、就農後の女性農業者に対しては、交流会を実施し、女性農業者間でのネットワークの形成を図りました。農業法人等雇用事業者に対しては、女性を雇用する上でのポイントや有利性について、社会労務士による研修を実施し、女性の雇用促進を図りました。

○「仕事と生活の“こぴっと(※)!”両立宣言」～若手職員を中心としたプロジェクトチームによる働き方改革の取組～(山梨県)

2016年5月に、働きやすい職場をどうつくるかを検討するプロジェクトチームを設置しました。公募で選ばれた若手職員が働き方の課題に対する改善案を11月に知事に提案。2017年1月には、知事が「仕事と生活の“こぴっと!”両立宣言」を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に県庁全体で取り組むこととしました。2017年度から、全ての所属長にワーク・ライフ・バランス推進のためのマネジメントプラン作成を義務づけ、職場ごとの業務量削減率など数値目標を設定し、その達成率を人事評価に反映させることにしました。また、若手職員の検討チームは、業務改

善のヒントをまとめた庁内広報紙を発行し、模範的な働き方をする職員を表彰する制度を創設するなど、庁内での意識改革に取り組んでいます。今後は、各職場で実行された取組の効果を検証し、より効果のある取組内容を検討します。

※甲州弁で「しっかり」という意味